## 日進市における土壌汚染について

学校法人愛知学院(名古屋市千種区)が、日進市内の愛知学院大学日進キャンパスにおいて、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同法人に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

#### 1 報告内容

(1) 報告者

学校法人爱知学院

(2) 報告年月日

2025年8月7日(木)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県日進市岩崎町阿良池12番1の一部

(4)報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5)調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害	測定結果	土壤溶出量	基準超過	超過区画数
物質名	最大値	基準	土壤検出深度	/調査区画数 <sup>注2</sup>
<ul><li>砒素及び</li><li>その化合物</li></ul>	0.015mg/L (1.5倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	$0\sim 0.75 \mathrm{m}$	1 / 34

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ地下水

調査地点では、地下水の存在が確認できませんでした。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

#### 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するととも に、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法 に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

#### 3 事業者の連絡先

学校法人愛知学院 施設部

住所:名古屋市千種区楠元町一丁目 100 番地

電話:052-751-2561

#### 4 調査対象地の概要

(1) 面積

2, 223. 2 m<sup>2</sup>

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1974年以降、愛知学院大学日進キャンパスの一部として利用されています。

砒素及びその化合物は、同キャンパス内において取扱履歴がありますが、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。また、当該物質に係る漏洩事故等の記録もありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

# 参考

### ○基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kg あたり砒素として1.5~500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、 皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報 告されています。

(参考:環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)